

食 品 安 全 委 員 会 第 117 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 17 年 10 月 27 日（木） 14:00 ～ 15:20

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク

管理機関からの説明について

・農薬 3 品目

ピフェナゼート

プロパモカルブ塩酸塩

シフルメトフェン

（厚生労働省からの説明）

（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫

抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ

MON810 系統を掛け合わせた品種」に係る食品健康影響評価について

（３）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について

（平成 17 年 10 月）

（４）食品安全モニターからの報告（平成 17 年 9 月分）について

（５）その他

4．出席者

（委員）

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

（説明者）

厚生労働省 藤井大臣官房参事官

（事務局）

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、

5．配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「ピフェナゼート」、「プロパモカルブ塩酸塩」及び「シフルメトフェン」の食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

資料 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 3 - 1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について
(平成 17 年 10 月)

資料 3 - 2 【別添】リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

資料 4 食品安全モニターからの報告(17 年 9 月分)について

6．議事内容

○寺田委員長 それでは、「食品安全委員会」の第 117 回の会合を開催いたします。

本日は 6 名の委員が御出席です。

また厚生労働省から、藤井大臣官房参事官に出席していただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料の議事次第を御覧ください。

資料の確認をお願いいたします。

資料 1 - 1 「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 「『ピフェナゼート』、『プロパモカルブ塩酸塩』及び『シフルメトフェン』の食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について」。

資料 2 「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 - 1 「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について」。

資料 3 - 2 「リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート」。

資料 4 「食品安全モニターからの報告(17 年 9 月分)について」であります。

皆さん、資料はお手元にございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料１－１にありますとおり、１０月２１日付けで厚生労働大臣から食品健康影響評価の要請がありました、農薬３品につきまして、厚生労働省から説明がございます。

厚生労働省の藤井大臣官房参事官、よろしくお願いいたします。

○藤井大臣官房参事官 厚生労働省の藤井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、具体的に食品健康影響評価をお願いいたします３つの農薬について、資料１－２に基づきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

表題にもございますように、本日お願いをいたしますのは、ピフェナゼート、プロパモカルブ塩酸塩、シフルメトフェンの３種の農薬でございます。

まず経緯でございますけれども、本年１０月３日付けでピフェナゼートとシフルメトフェンについて、続きまして１０月５日付けでプロパモカルブ塩酸塩について、農林水産省から農薬取締法に基づく登録の申請があったという連絡が厚生労働省にございました。この新しい登録とその適用拡大に合わせまして、農薬の残留基準を整備をするに当たり、食品安全基本法に基づいて、当委員会に食品健康影響評価をお願いをするものでございます。

具体的に３つの農薬について簡単に御説明をいたしますが、２．のところを御覧いただきたいと思います。

まずピフェナゼートでございます。これは、殺ダニ剤ということで、現在のかんきつ類、リンゴ等に登録がなされております。今回の小粒核果類、これは具体的に言いますと、スモモとかアンズとかウメ。そういうものを小粒核果類と申しますが、サトイモ、ヤマイモ等への適用の拡大が申請されております。それについて評価をお願いしたいと思っております。

２つ目のプロモカルブ塩酸塩につきましては、殺菌剤でございます。ハクサイ、タマネギに新規に適用が申請をされております。この農薬につきましては、そこがございますように、「ＦＡＯ／ＷＨＯ合同残留農薬専門会議」において、既に毒性評価がなされており、許容一日摂取量としまして、０．１ mg/kg 体重/日とされております。

国際基準では一部の農作物に既に設定がございますが、今回申請をされておりますハクサイ、タマネギについては国際基準が設定をされておられません。

しかし、一番後ろのところにございますように、ハクサイ、タマネギにつきましても米国、カナダ等においては登録をされて使用されているところでございます。

最後のシフルメトフェンでございますが、これは殺虫剤でございます。新規にナス、スイカ、茶等への適用が申請をされております。この殺虫剤につきましては「ＦＡＯ／ＷＨＯ合同残留農薬専門会議」においても毒性評価がなされておらず、また諸外国でも登録が

ないという、全く新しいものでございます。

最後に今後の対応といたしましては、当委員会で食品健康影響評価をいただいた後に、厚生労働省の「薬事・食品衛生審議会」におきまして、これらの農薬の食品中の残留基準設定を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、御質問、御意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

○本間委員 ポジティブリスト化という作業は承っておりますけれども、この3つのものは、いずれもグループの暫定とか何かという分類でいうと、将来どこに予定されるものなんでしょうか。これは暫定じゃないんですか。

○藤井大臣官房参事官 1と2については国際基準もあるということで、これは今回申請をしなければ暫定基準という形で整理をされるという部類でございますけれども、一番後ろのシフルメトフェンは、御説明いたしましたように、国際的にも全く新規のものでございますから、もし基準が設定されなければ一律基準の中に入ってしまうという形のカテゴリーに入ると思います。

○本間委員 この3番目のシフルメトフェンというのは国内で開発されたものなんでしょうか。

○藤井大臣官房参事官 国内で発見・発明をされて、特許にもなっているものでございます。

○本間委員 わかりました。

○寺田委員長 どうぞ。

○小泉委員 今回新規にナス、スイカというのは、ほかの野菜類には全く使われていないということですね。初めてということですね。

○藤井大臣官房参事官 これは農薬としては全く新規のものでございます。

○小泉委員 それともう一つ、諸外国で今のところ使われていないわけですが、輸出のときはやはり規制が、向こうではどういうふうになるんでしょうか。

○藤井大臣官房参事官 それは個々の相手方の国の制度によって対応で違ってまいりますが、かなり欧米の諸国ではポジティブリスト制度という形になっているところは多いと思いますので、ポジティブリスト制度のところで相手国で基準が設定をされていない

と、一律基準というようなことで、かなり厳しい制約を受けるということになるかと思っています。

○寺田委員長 ほかにございませんか。

どうぞ。

○本間委員 例えば、EUとかヨーロッパで審査されたものは、日本も相当参考にいたしますね。日本の農薬のこういう審査を経たものは、やはり同じ水準に扱われるものなんですか。

○藤井大臣官房参事官 そこは相手国側のどういう制度を取っているかというところによってくると思います。今回、我が国でポジティブリスト制度を導入するに当たって、かなり諸外国で使われている農薬で、日本では残留基準が設定をされていないというものがあつたために、国際基準があるものについては国際基準を優先し、諸外国できちんと科学的に評価をされたものについては、それも参考にして、暫定基準を設定していきました。その際、諸外国に対しまして、きちんと科学的なデータを出して協力をしていただけるところをお願いいたしますと、相手方に要請をしたというようなことがございます。

その結果、御存じのようにアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EUという5つの国と地域のデータを参考にして、暫定基準を設定するということになっていますが、現時点でそういう要請が諸外国から逆にあるかということ、具体的にはないということでございますので、あくまでも相手方の制度によるということだと考えております。

○本間委員 ありがとうございます。

○寺田委員長 ほかにございますか。

それでは、本件3品は私どもの「農薬専門調査会」で審査させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に入らせていただきます。「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」であります。遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種」に係る食品健康影響評価については専門調査会における審議が終了いたしておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○國枝評価課長 それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。

遺伝子組換え食品などに係る食品健康影響評価に関する審議結果ということでございますが、先ほど委員長からお話がありました、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統をか

け合わせた品種の安全性についての審議結果につきましては、別添のとおりでございます。

２ページ目を御覧いただきたいと思います。食品健康影響評価ですが、本品については既に安全性評価を終了した MON88017 系統と MON810 系統の掛け合わせということでございますので、これについては掛け合わせについての安全性の考え方ということで検討を進めております。

この結果が「２．食品健康影響評価結果」ということになります。まず１点目としましては、挿入された遺伝子によって宿主の代謝系に影響なく、除草剤耐性、害虫抵抗性の形質が付与されている品種同士の掛け合わせということでございまして、それぞれの組み込まれた遺伝子につきましては、植物代謝経路に影響を及ぼすことはないと判断され、実際に出てくる形質についても、その作用機作は独立しておりまして、MON88017 系統と MON810 系統の掛け合わせ品種において、お互いに影響し合わないと考えられております。

２番目としましては、亜種レベル以上の交配ではないということで、掛け合わせた品種は亜種レベル以上の交配ではございません。

３番目としましては、摂取量、食用部位、加工法に変更がないかどうかということですが、MON88017 系統と MON810 系統及びそれらを掛け合わせた品種においては摂取量、食料としての使用部位、加工法などの利用目的並びに利用法には変更はございません。

以上の結果から、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種については、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき審査した結果、安全性の確認を必要とするものではないと判断されると決定いたしました。

なお、本件につきましては、従来からの取組みでございますが、既に安全性評価を終了したものの組み合わせであり、かつ、掛け合わせについての考え方の中で安全性の確認を必要とするものではないと判断されたものということで、パブリック・コメントを行わないで、そのままこの評価結果を確定させていただければと考えております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、何か御意見、御質問はありますでしょうか。

それでは、本件につきましては、「遺伝子組換え食品等専門調査会」におけるものと同じ結論になりますが、「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づき審査した結果、安全性の確認を必要とするものではないと判断される。」という

ことでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について」事務局から説明をお願いいたします。

○吉岡勸告広報課長 それでは、資料３－１に基づいて御報告をさせていただきます。

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査でございますが、これは「食品安全委員会」が行ったリスク評価が施策に適切に反映されているかを把握するため、食品安全基本法第２３条第１項第４項に基づき、リスク評価の結果に基づいた施策の実施状況について、調査を行っておるものでございまして、今回は３回目の調査でございます。

今回の調査対象は、平成１６年１０月～平成１７年３月までの間に、厚生労働省、農林水産省に対して、その結果の通知を行った評価品目７分野４６品目。

また、前回までの調査において、具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目等、４分野２２品目についても調査を行っております。

調査は評価結果の通知を行った関係行政機関から、対象の評価品目ごとにリスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート、別添資料３－２でございますが、これによる報告を受けることを行っております。平成１６年９月３０日現在の御報告でございます。

それでは、その施策の実施状況の概要について御報告いたします。

まず「添加物」でございます。７品目のリスク評価を行っておりまして、「適切に使用される限りにおいて１日摂取許容量を設定する必要はない」と評価されたもの。

このうち亜酸化窒素につきましては、「亜酸化窒素を乳脂肪及び／又は植物性脂肪のエアゾール缶入り加工食品（ホイップクリーム缶）に添加物として適切に使用する限りにおいては、安全性に懸念がないと考えられ、ＡＤＩを設定する必要はない」との評価結果を通知したところでございますが、厚生労働省において添加物としての指定がなされるとともに、食品添加物等の規格基準の一部改正に係る意見募集において寄せられた「ホイップクリームのみならず、広い範囲のクリーム状の製品について使用を認められたい。」とする意見を踏まえた薬事・食品衛生審議会の答申に基づき、「ホイップクリーム類（乳脂肪分を主成分とする食品又は乳脂肪代替食品を主要原料として泡立てたものをいう。）以外の食品に使用してはならない」とする使用基準及び成分規格が設定されたところでございます。

また、ヒドロキシプロピルセルロースにつきましては、添加物としての指定がなされ、

成分規格が設定されております。

また、「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる」と評価された4品目につきましては、添加物としての指定がなされ、着香の目的以外に使用してはならないとする使用基準、成分規格が設定されております。

3ページにまいりまして、評価の結果、ADIが設定されたもの。亜塩素酸ナトリウムにつきましては、規格基準が改正され、使用できる食品にカズノコの調味加工品（塩カズノコを除く。）を追加する使用基準が改正されております。

前回の調査時点で具体的な管理施策が講じられていなかったもの。ステアリン酸カルシウムにつきましては、添加物指定がなされ、成分規格が設定されております。

2, 3, 5, 6 - テトラメチルピラジン、イソブタノール、2 - エチル - 3, (5 or 6) - ジメチルピラジン、プロパノールの4品目につきましては、添加物指定がなされ、着香の目的以外に使用してはならないとする使用基準、成分規格が設定されております。

グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅につきましては、評価結果の中で使用基準改正の概要として、「栄養機能食品であって、通常の食品の形態をしていない錠剤、カプセル、顆粒、錠剤及び粉末に使用できるよう使用基準を改正しようとするもの」としてありますが、厚生労働省において、対象品目について、「使用上の上限を設けること、特定保健用食品を含む保健機能食品には摂取の目安量の表示が義務づけられていることなどから、保健機能食品とすることが適当である」とする薬事・食品衛生審議会添加物部会報告書を踏まえた薬事・食品衛生審議会の答申に基づき、これらの使用基準を「母乳代替食品及び保健機能食品以外の食品に使用してはならない」と改正するとともに、その使用量が設定されております。

4ページでございますが、「農薬」でございます。

いずれもADIが設定された6品目のうち、トルフェンピラド、シアゾファミド、フェンアミドン、ピフェナゼート、プロヒドロジャスモンの5品目につきましては、規格基準が改正され、食品中の残留基準が設定されております。

またクロチアニジンにつきましては、薬事・食品衛生審議会において審議され、規格基準を設定することが適当とする答申を得ております。

5ページにまいりまして、「動物用医薬品」でございます。

「適切に使用される限りにおいて、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性が無視できるものと考えられる」と評価された5品目につきましては、食品中の残留基準は設定しないこととし、動物用医薬品として製造または輸入販売の承認がなされております。

また、評価の結果、A D I が設定されたもの 2 品目につきましては、規格基準が改正され、食品中の残留基準が設定されております。

6 ページでございます。「安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる」と評価されるもの 11 品目につきましては、再審査の申請者に対して再審査の結果が通知されております。

次に「器具・容器包装」でございます。規格基準の改正を行うことについては、「人の健康に影響を及ぼす可能性はない」と判断したと評価された 1 品目につきましては、薬事・食品衛生審議会から規格基準の改正を適当とする答申を得たところでございます。

7 ページにまいりまして、「プリオン」でございます。

これは食品安全委員会自らの判断でリスク評価を行ったものでございますが、日本における牛海綿状脳症（B S E）対策についての中間とりまとめでございます。

施策の概要でございますが、このリスク評価の結果を踏まえ、我が国における B S E 対策について、平成 16 年 10 月 15 日、厚生労働省及び農林水産省から食品安全委員会に対して諮問が行われ、当該諮問に対しては 17 年 5 月 6 日、両省に対しリスク評価の通知を行ったところでございます。

また前回の調査時点で具体的な管理施策が講じられていなかったもの。豚由来たん白質等の飼料利用につきましては、豚由来たん白質等の飼料利用に係る基準・規格の改正がなされ、また馬に由来する肉骨粉等については引き続き利用しないこととされております。

10 ページ「遺伝子組換え食品等」でございます。

「人の健康を損なうおそれがないものと判断した」または「その安全性に問題はないと判断した」と評価された 4 品目でございますが、除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統、除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統を掛け合わせた品種につきましては、安全性審査を経た旨の公表などがなされました。

ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統については、安全性審査を経た旨の公表などが予定されております。

次に「遺伝子組換え添加物」でございますが、評価対象ではないと判断された PLA2（ホスホリパーゼ A2）につきましては、添加物の規格基準の適用については組換え D N A 技術を応用した添加物に該当しないものとみなした旨申請者に対して通知がなされております。

また前回の調査時点で具体的な管理施策が講じられていなかったもの。遺伝子組換え飼料。ラウンドアップ・レディー・テンサイ H7-1 系統につきましては、リスク評価の結果に基づき安全性に関する確認を受けた旨の公表などがなされております。

次に 11 ページ「新開発食品」でございます。

「特定保健用食品」でございます。7 品目いずれも「適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はない」と判断されておりまして、このうち D H A 入りリサーラソーセージ、松谷のおそばの 2 品目については特定保健用食品として許可されております。

黒烏龍茶につきましては、薬食審から特定保健用食品としての認めることとして差し支えないとする答申を得ております。

ヒアロモイスチャー S、タケダ健茶園 T A C C 茶、キューピー骨育カルシウム & ビタミン K 2 の 3 品目については、薬事・食品衛生審議会において有効性審査等について審議中となっております。

プリトロールについては、申請資料の整備中の段階でございます。

また、前回の調査時点で具体的な管理施策が講じられていなかったもの。健康博士ギャバ、ブレンディコーヒーオリゴ入りカフェオレ、毎日海菜海苔ペプチド、キューピーコントロール、ゴマペプ茶の 5 品目につきましては、特定保健用食品として許可されております。

グリコヨーグルト G C L 1001、チチヤス低糖ヨーグルト、リポスルー、キシリッシュプラスエフナチュラルミント、健康道場おいしい青汁の 5 品目につきましては、薬事・食品衛生審議会において有効性審査等について審議中となっております。

クエーカーオートミールにつきましては、許可申請者から取下げ願いが提出され、審議が打ち切りとなっております。

次に、前回の調査時点より、更に追加的な管理施策が講じられたもの。エコナマヨネーズタイプにつきましては、ジアシルグリセロールに係る 2 段階試験の結果について報告を求めるとした食品安全委員会の意見につきましては、ジアシルグリセロールに係る 2 段階試験を行ったところ、雄の遺伝子組換えラットの舌において、傾向解析によって扁平上皮がんのプロモーション作用が示唆されましたが、今回よりも個体数を増やし、高用量、長期間の試験が必要であると研究者から報告されていることから、厚生労働省では追加試験実施に向け準備を行っているところでございます。

なお、平成 17 年 9 月 20 日に厚生労働省から食品安全委員会に対し、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性についての評価の要請がなされ、今後食品安全委員会において審議を行うこととしております。

3 の「肥料・飼料等」でございます。

「適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視

できる」と評価された２品目でございますが、鉍さいりん酸肥料については公定規格が設定され、含有すべき主成分の最小量、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項が設定されました。

腐植酸りん肥につきましては、公定規格が変更され、使用できる原料として新たに塩基性マンガ含有物及びほう酸塩が追加されるとともに、それらの含有すべき主成分の最小量が設定されております。また、含有を許される有害成分として、ニッケル、クロムが追加され、それらの最大量が設定されたところでございます。

以上でございます。

○寺田委員長　どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、何か御意見あるいは御質問はございますでしょうか。

これは事務局側に聞くのか、あるいは事務局を通じて厚生労働省に聞くことになるのかわかりませんが、こちらが評価した結果と管理側がやりました施策が一致していないのが少なくとも２件あります。私らは専門調査会に頼んで評価してもらっているのに、管理側はどういうふうを考えられて変えられているのかお教え願いたい。

具体的には亜酸化窒素とグルコン酸亜鉛の話ですが、今の説明とかを聞きますと、例えば、パブリック・コメントがこう来たからこう変えたということですね。安全性の問題とかその問題以前に私どもの評価の結果を拡大解釈するほかいろんなことをされると、とてもではないけれども、この委員会は成り立たなくなります。それはどういうふうに考えているのかを御説明願えればありがたいと思います。

○藤井大臣官房参事官　それでは、委員長から御指摘がありました２点について、管理機関側から御説明をさせていただきたいと思います。

まず初めの亜酸化窒素の件でございます。亜酸化窒素につきましては、先ほど食品安全委員会の事務局からも説明がありましたように、平成１６年１２月９日付けで食品安全委員会から厚生労働省に食品健康影響評価の結果をいただいております。

その後、厚生労働省の「薬事・食品衛生審議会」におきまして、食品添加物としての指定の可否、成分規格、使用基準の設定等について審議を開始いたしました。その審議の過程におきまして、厚生労働省としてパブリック・コメントの募集をしたところ、先ほど説明がありましたように、ホイップクリームのみならず広い範囲のクリーム状の製品についても使用を認められたいという意見が寄せられました。

確かに食品安全委員会で評価をいただいた結果は対象食品を限定しておりますので、広くクリーム状の製品についてまで拡大をすると、その辺の関係がどうなるのかということ

を、当時、厚生労働省も事務当局として若干懸念をして、その時点で食品安全委員会の事務局の方にも適宜御相談をしながら、厚生労働省の「薬事・食品衛生審議会」を進めてまいりました。

結果といたしまして、食品安全委員会事務局と御相談しながら進めていった段階で、管理措置としての範疇に入るのではないかなという判断がその当時あったのではないかと現時点では考えておりますが、その結果、そのまま再申請ということはせずに「薬事・食品衛生審議会」で若干対象食品を拡大したような形で答申をいただいて、厚生労働省で所要の処理を取ったところでございます。それが亜酸化窒素の件についてでございます。

もう一つ御指摘がございました、グルコン酸亜鉛とグルコン酸銅につきましては、食品安全委員会からいただきました評価結果におきましては、上限値の設定だけなされておりました。しかし、その審議を食品安全委員会でされた過程におきまして、またこちらから審議をお願いするに当たっているいろいろな御説明をした資料の中で、栄養機能食品にグルコン酸亜鉛、グルコン酸銅を使う場合というようなことで、資料等も提出をさせていただいたところであります。

その結果、食品安全委員会でも諮問書の表では上限値だけでございますが、審議過程の中での言葉としては栄養機能食品に限定をするというような形で答申をいただいたんだと思っております。

栄養機能食品をちょっと細かく御説明をさせていただきますと、厚生労働省で言います保健機能食品という大きなカテゴリーがありまして、その中に特定保健用食品と栄養機能食品と2つに分かれております。

その栄養機能食品ということで申請者の方から申請があったものですから、厚生労働省としても栄養機能食品に比較的限定をしたような形で、資料等の提出、説明もさせていただいたということですが、現実的には栄養機能食品というのはある規格基準が定められておりまして、それを満たせば許可申請、届出をすることなく事業者が栄養機能食品と明示をして販売をすることができるというカテゴリーになっています。

特定保健用食品は、上限値等の基準に加えまして、個別に審査をして特定保健用食品として認めるかどうかというのを決定する。更に厳格なリスク管理を行なうというものでございます。

したがって、更に厳しいリスク管理を行なう特定保健用食品も含めて、厚生労働省の審議会では保健栄養機能食品全体にグルコン酸亜鉛、グルコン酸銅を使用しても差し支えないのではないかなという判断の下に答申がなされ、厚生労働省としては所要の規定の改

定を行ったところでございます。

ちょっと複雑なものですから、おわかりづらい点があるかと思いますが、経緯としてはそういうことでございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか御質問、付け加える意見などありました、どうぞ。

○國枝評価課長 事務局から追加させていただきたいと思います。

厚生労働省から今、御説明がありましたように、亜酸化窒素についてのホイップクリーム類のところの拡大の件につきましては、あらかじめ担当の方には連絡がございまして、実際の専門調査会の審議の中では、どちらかと言うと、この亜酸化窒素そのものの安全性ということがあったということで、担当官レベルの判断で問題がないだろうとした経緯がございします。

もう一つ、グルコン酸亜鉛と銅の件でございますけれども、先ほど、藤井参事官の方からの御説明に付け加えさせていただきますと、実は諮問されている内容の中では通常の形態をしていた液剤、カプセル、顆粒、錠剤という部分がございましたが、パブリック・コメントの中での経緯と聞いておりますが、これにつきましても実際にはその剤形の部分の制限が外れたような形でされて、これについても「薬事・食品衛生審議会」の方で御議論をいただいたと聞いています。

ただ、これについては実際の告示のものが届けられただけということで、事後的に私どもが知ったということでございます。いずれにせよ、先ほど委員長の方からお話がありましたように、諮問内容と最終的な管理措置の相違の部分について、最初の部分については、私どもは口頭で担当官が判断したという点。後者については事後的な報告だけ受けたという点もございまして、今から考えますと専門調査会で、安全性について御審議をいただいておりますので、座長の御判断いただきまして、再諮問しいただく、あるいは事前・事後に報告するなりのような形を取るべきではなかったかと考えております。

○寺田委員長 どうぞ。

○中村委員 まず、亜酸化窒素ですけれども、やはりパブリック・コメントで意見が寄せられたことを踏まえて、薬食審でいろんなことを議論されたというのは、勿論パブリック・コメントというのは非常に重要ではありますが、いろんな立場の人がいろんな思惑で意見を出されるということは当然あるわけですから、それは尊重しながら、なおかつ冷静に客観的にどういうふうに見るかという姿勢が必要なのではないかなと思います。

その次のグルコン酸亜鉛については、今、私も初めて御説明いただいたので、これは何だ

か複雑でわけがわからないというのが正直なところでありまして、これを説明して一体どういう人が理解できるのか。というのは、私は自分自身の理解力のなさを嘆くと同時に、そういう率直な感想を持っています。

○寺田委員長 どうもありがとうございます。ほかにございませんか。

私も2番目の方から行きますと、これは特定保健用食品で申請が来たら、おっしゃいましたように、安全性に関して非常に厳密な審査が要るわけですね。ところが、栄養機能食品として審査をして了承になったのを特定保健用食品に持っていくというのは、考え方としてむちゃくちゃな話ではないですか。

たしか特定保健用食品の方は厳しく審査するとおっしゃいましたね。そうすると、こちら側には栄養機能食品として審査をしてくれと来て、そのつもりで専門調査会にて審査されたわけですね。私どももそれでよかろうとなったわけです。

ところが、これから特定保健用食品を申請するときには、栄養機能食品としてまず、私どもに出して、厚生労働省の方の薬食審で全部広げてしまえとなりませんか。私の場合すぐにこういうきついことを言うからいけないんだけど大切なことなのでよろしくお願いします。

○藤井大臣官房参事官 確かに特にグルコン酸亜鉛、銅につきまして、栄養機能食品ということで評価をいただきました。そのときに健康影響評価というところで一番問題になるのは、上限値の問題ではないかと考えておりますが、保健機能食品に全く条件設定なしにそれを認めてしまうという意味ではありませんで、栄養機能食品として御審議をいただいて設定をいただいたその上限値だけを特定保健用食品の方にも持っていくということであります。栄養機能食品として認められたものが全部そのまま特定保健用食品として認められるという意味ではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○寺田委員長 大変ですけれども、とにかく、これはやはり管理側の立場と私どもの評価の立場をはっきりしないと、実際の安全性とかそういうこととは例え別にしまして、これはいろんな面でもものすごく悪い影響があると思います。

例えば、日米のプリオンの牛肉にしましても、私どもの委員会は管理をお願いします、管理をきちんとやってくださいよと言っているわけです。こんなことをしていたら、私どもがいちいち管理のところまで手突っ込まなければいけなくなります。特にそれは管理側としての責任を持ってきちんとやっていただかないと本当に困りますので、是非お願いしたいと思います。

何だったら、そちらで厚生労働省の分科会のところで説明してもらってもいいと思いま

す。そのところをはっきりしてほしいと食品安全委員会の委員長が言っていたと言っておいてください。これはやはりぴしっとしておかないといけないことです。

それから、初めの亜酸化窒素のことにしましては、前もって相談があったと言われまして、これはこちら側の欠陥もあったのですが、安全とか安全ではないは別にしまして、評価の目的を変えるということになりますと、これは大事なことなので、あて名は私あてにし文書でいただいて、私が座長にお願いして、どうするかという判断をするということを、今回のこの2つにしまして是非お願いしたいと思います。

今、中村委員がおっしゃいましたけれども、これからいろんなところでパブリック・コメントを聞いて、こうなったりすることがあるかもしれませんけれども、やはりいろいろなステークホルダーの方がいらっしゃいますので、そのところは管理側で判断してもらったらいいいのですけれども、こちらの評価の部分を侵害すると言うのはおかしいということとを認識して頂きたいと思います。

これは一般的な話として、参事官に申し上げるのは恐縮なのですが、パブリック・コメントをいろんなところから私どもの委員会として聞く場合には、科学的な評価に関するパブリック・コメントをおきましているわけです。

ですから、これが嫌だとか、いいとかいうようなことは、私たちの場合はできるだけ考えないようにしています。しかし、ひょっとしたらこういう考え方もあるかなとか、あるいは国民の健康を保護するという立場から、この評価の仕方はちょっとまずいのかなとか、そういうことはさらっとやります。私共の立場は本当に評価に関するものであって、管理側はもう少し広く国民の意見を聞き、またいろんなステークホルダーの意見をもお聞きになるのだと勿論思います。私共と管理側ではおのずとリスクコミュニケーションの内容が変わると思うんです。

ただ、そのときにお気を付けていただきたいのは、もしかしたら、その結果は2つの評価内容と変わった施策をやられるというのであれば、是非気を付けてくださって、とにかく念のためにもう一度聞いておくということをして頂きたい。そうすると、大丈夫だろうということになるかもわかりませんが、是非そのところをお願いしたいと思います。

今後のことですが、こういうことがまた起きるかもわかりません。どういうやり方をやるかということは、今のこの2つのことに関して、私としては、文書でいただきたいと言いましたけれども、これは事務局側で今後の対応に関しては詰めていただきたいと思います。

この2つに関しましては、念のために専門調査会の座長に御意見を伺うということにいたしますので、今おっしゃいましたこの部分だけでも結構ですので、成り行きだとかこういうことに関しまして紙をいただいて、それをそれぞれの担当の座長にお見せいたします、座長の判断にお任せいたします。

それでよろしゅうございますか。どうぞ。

○齊藤事務局長 私どもの事務局の方にも、手続き的に十分至らなかった点があったかと思います。いずれにしても、諮問内容はそれを前提に御審議いただいているということでございますので、それに基づいて出された答申については、諮問の内容に沿ったものであるということ。

もう一点、審議の経過において明らかにされた条件というのは、当然その答申の内容についても、その条件が付されているということが審議の解釈というか、結果の解釈の当然の前提ということでもありますので、その辺は今後齟齬を来すことのないように、事務局としては管理官庁とも、そのやり方について十分検討したいと思います。

その点につきまして、残念ながら、多少至らなかったところがあったことについては反省しておりますので、今後改めるようにしたいと思います。

○寺田委員長 ありがとうございます。

これは開かれたところでやっていますし、国民の信頼が大事なものですから、ちょっとしたことだとしても、きちんとやっておいた方が国民は安心しますし、主な施策はやはり管理機関がやられることですから、そのところが、私どもの評価の機関と管理機関の間のリスクコミュニケーションということで非常に大事だと思いますので、是非よろしくお願いしたいと思います。

それから、質問ですけれども、52ページで「プリオン」の中間とりまとめに基づく施策の実施状況ということになるわけですね。これに基づいて国内対策の諮問をされた。それはそれで結構なわけですけれども、私たちは国内対策に関して、5月6日に答申を出したわけですね。それに対する施策というのは、次のところかどこかでまた御説明があるわけですね。

○吉岡勧告広報課長 これは昨年度において評価を行ったものについての施策の実施状況でございますので、本年度5月に通知を行なったものにつきましては、次回の実施状況において御報告をさせていただきます。

○寺田委員長 何はともあれ、次のときに、こちらから出した答申に対して、管理側としてどういう実施をされているかということで、よろしくお願いいたします。

ほかにございせんか。どうぞ。

○小泉委員 今回の施策の実施状況の調査については、16年6月と16年12月にされて、今度は10月ですね。その間隔というのは何か決まりでもあるのでしょうか。

○吉岡勧告広報課長 実は昨年度については、その前の15年度の3月までの分について6月に御報告し、第2回につきましては10月までの分について、すぐ2か月後にさせていただいたんですが、その時点では今回幾つかございますが、前回の調査時点で具体的な管理施策が講じられていなかったものということで、特に新開発関係でほとんど施策が講じられていないもののがかなり多うございましたので、施策の実施状況を見るということで、実際にリスク評価を行ってから、その施策の実施状況の状況を見る期間を2か月ではなくて半年程度状況を見た上で御報告をするということで、今回10月に御報告をさせていただいたという経緯でございます。

○小泉委員 要するに期間は設定されていないということですね。適当にたまってきたらやるという感じですか。

○吉岡勧告広報課長 試行錯誤をしているのは事実でございますが、基本的には運営計画のところでは御判断いただいております、前半と後半について分けまして、上半期と下半期について、それぞれ御報告をするというような形で行なわせていただいております。

○寺田委員長 どうぞ。

○齊藤事務局長 今、勧告広報課長から御説明したとおりなので、原則半年分ずつについて、その実施状況を御報告いただくということなんです。しかし、切る時期によって半年ありますから、例えば、3月の最後について6月ごろに報告するとその間、実施までの期間が短いので、まだ実施されていないものが多かったという、過去2回の経験があったので、報告の時期を少し遅らせて、実際にこれを受けて何をやったかがわかる時点ですとということで、今回少し遅らせたわけです。

ですから、今後は恐らく今回のこれも踏まえながら、来年度のことは、運営計画の中で決めていくことになると思います。多少時間を置かないとレポートにならないという状況がありますので、そういうふうに整理をさせていただいた、ということで御理解ください。

○寺田委員長 参事官、どうもありがとうございました。よろしくお願いします。私どもが評価をやったものが施策にどのように生かされるのかということが、私どもの委員会としても大事ですし、実際に一生懸命評価した専門調査会の先生方にも大事ですし、もっと言えば、国民のためにやっているわけですから、国民のためにも誤解を招かないように是非よろしくお願いいたします。

今後、大変でございましょうが、私どもが実施状況を調査する上におきましても、是非協力のほど、お願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○藤井大臣官房参事官 最後に一言。確かに食品安全委員会で健康影響評価をいただいて、その内容に関わりますところについての管理機関側としての管理措置につきましては、十分慎重に対応をさせていただく必要があるというのを改めて感じましたし、それは今後ともきちんとやるようにしていきたいと思います。

また具体的な手立て等については食品安全委員会の事務局側ともよく御相談をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

それでは、次に「食品安全モニターからの報告（平成 17 年 9 月分）について」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○吉岡勸告広報課長 それでは、資料 4 に基づきまして、食品安全モニターからの 9 月分の報告について、御報告をさせていただきます。

9 月分の御報告ですが、64 件でございます。うち「意見等（一般報告）」が 54 件、「情報提供」が 10 件でございます。

意見の内訳でございますが、BSE 関係が 7 件、汚染物質関係が 6 件、食品衛生管理関係が 6 件、遺伝子組換え食品関係が 5 件という状況でございます。

それでは、当委員会関係のコメントを中心に内容を御報告させていただきます。

まず 2 ページでございます「1. 食品安全委員会活動一般関係」でございます。

季刊誌をお読みいただいて、委員会からの情報は信頼できるということで、今後とも食の安全に関する情報を公表してほしいという御意見でございます。

食品安全委員会では審議の透明性を高めるため、委員会、専門調査会の会合を原則として公開で開催し、議事録をホームページで公表するとともに、意見交換会の開催や季刊誌、ホームページなど、正確な情報提供に取り組んでいるところでございまして、今後ともより多くの国民の皆様方の理解が得られるよう、その透明性を確保し中立・公正な委員会の運営に努めてまいりますというコメントを御用意させていただいております。

次に、食品安全モニターの方々の十分な活用について、道しるべをつくってはどうか。随時報告について言えば、何をどう報告すべきか悩まれている方もいらっしゃるようだ。

委員会の活動に関して「食品安全モニター会議」を年 2 回、1 回は土日にしてほしい。食品安全モニター活動について、モニターの身分証明証を発行してほしいといったような御意見・御要望が寄せられております。

随時報告につきましては、いずれも食品安全行政に関する意見や食品の安全に関し、日常生活を通じて気づいた点等を御報告いただいておりますが、御報告に当たって御不明な点がございましたら、事務局担当までお問い合わせくださいというコメント。また、食品安全モニター活動やモニター会議の運営につきましては、今回御指摘いただいた御意見を含め、これまでいただいたさまざまな御意見も参考にしながら、よりよいものとするため、その運営に努めてまいりたいというコメントを御用意しております。

次に「２．リスクコミュニケーション」関係でございます。

モニター会議、意見交換会について、講演の内容が専門的過ぎて部外者には難解。一般消費者対応のシンポジウムの企画実施を望む。

また、ホームページなどの情報公開について、もっと危険因子を知りたい反面、専門的に説明されてもどれだけリスクがあるのか理解しがたい。その不安を解消してくれるような幅広い情報公開を望む。

リスクコミュニケーションからリスクアンダースタンディングへといった御意見でございます。

「食品安全委員会」が発信する情報の内容については、国民の皆様から、もっと詳しくという御意見とともに、もっとわかりやすく端的にという御意見もいただいております、このような多様なニーズに応えられるよう、さまざまな取組みを今、行っているところでございますが、なお科学的かつ専門的な内容を正確性を失わずにわかりやすく伝えるということは非常に難しいということも実感しております、いずれにせよリスクコミュニケーションは、まだ我が国では端緒の段階でもございますので、今後とも試行錯誤を重ねつつ引き続き、より効果的でわかりやすいリスクコミュニケーション手法の開発に取り組むとともに、さまざまな媒体を通じ多様なニーズに応じた情報の提供に努め改善してまいりたいというコメントでございます。

５ページが「３．ＢＳＥ関係」でございます。

米国産牛肉関係６件でございます。食品安全委員会からのコメントといたしましては、現在「プリオン専門調査会」において審議を行っているということを御紹介させていただいております。

また６ページでございますが、飼料の共通規制（ＢＳＥ対策）を望むということで、農林水産省からコメントをちょうだいしております。農林水産省のコメントのうち、５行目「来年から」から７行目までの文章でございますが、農林水産省からこの部分につきまして、「３０か月を超える牛の脳や脊髄を含む肉骨粉等を牛だけでなく、鶏や豚のなどのえさ

として与えることを規制することについて提案しました」という内容に修正したいということでございますので、そのように修正をさせていただきたいと思います。

またホームページ等に掲載する際につきましても、修正後の文章で載せさせていただければと思います。

7 ページ「4．鳥インフルエンザ関係」でございます。

これに対する食品安全委員会のコメントでございますが、現在のところ、鳥インフルエンザについては鶏肉、鶏卵は安全と考える委員長談話を発表しておるところでございます。これについての御紹介でございます。

9 ページにまいりまして、「5．食品添加物関係」でございます。

国民に食品添加物に関する正しい知識を広めてほしいという御意見でございます。

当委員会からのコメントでございますが、食品添加物の指定等に当たっては食品安全委員会が安全性についてリスク評価を行い、一日摂取許容量を設定しており、またそのリスク評価結果につきましては季刊誌に解説するなど、わかりやすい情報提供に今後とも努めてまいりたいというコメントでございます。

11 ページから 12 ページにかけまして「6．農薬関係」でございます。

13 ページが「7．動物用医薬品関係」。

家畜向け抗菌剤について、各種抗菌剤について厳正な審議を望むという御意見に対しましての当委員会のコメントでございますが、現在、種々の動物用医薬品について、リスク評価の要請を受けたものについて、一日摂取許容量の設定、もしくはその可否についての評価に着手しております。また、薬剤耐性菌に係る問題については既に評価指針を作成しており、これに従い最新の科学的知見に基づいて順次評価を実施しているということを御紹介しております。

次に 14 ページでございます。

「8．化学物質関係」で、トランス脂肪酸の健康被害につながるおそれはないのかという御意見でございます。

「食品安全委員会」では、この問題につきましてはファクトシートを作成しておりまして、諸外国と比較して日本人のトランス脂肪酸の摂取量が少ない食生活から見て、トランス脂肪酸の摂取による健康への影響は小さいと考えられ、直ちに食生活を見直す必要はないなどのファクトシートの内容を御紹介させていただいております。

15 ページが「9．汚染物質関係」でございます。

妊婦のメチル水銀摂取量について。ハマチやサケなどの情報についても示した方がよか

ったのではないか。また、魚食が日本の国民にとって有益な食品であるということも周知する必要があるのではないか。また、魚介類等に含まれるメチル水銀について、季刊誌のトピックスが非常にわかりやすかったので、この内容に具体的対策を加え、妊婦の方に注意喚起をしたらどうかといったような御意見でございます。

これに対しまして、当委員会といたしましては、これまで意見交換会を開催するとともに季刊誌などで取り上げるなど情報提供を努めているところございまして、食品としての魚介類の有用性については、この評価の中でも述べており、引き続き、適宜適切な情報提供に努めてまいりたいというコメントを御用意しております。

17 ページでございます。食とアスベストとの因果関係への問題提起。アスベストの食品混入リスクについて、御意見をいただいております。

当委員会のコメントでございますが、一般にアスベストは吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがあると言われております。飲料水のアスベストについては、国際がん研究機関、I A R C の 1987 年の報告によると、最終的に飲料水のアスベストとがんの発生に関連があるかどうかについては明らかでないとされておるところでございます。

また一方、W H O の「飲料水水質ガイドライン（2004 年）」によりますと、消化器系の発がん性を裏づける証拠はほとんどなく、動物実験でも腫瘍発生が増えるわけではないとされているところございまして、食品安全委員会はアスベストも含め、食品や飲料水の安全性に関し、今後とも情報収集に努めてまいりたいとのコメントを御用意しております。

17 ページの下が「10．自然毒・かび毒関係」。

18 ページが「11．遺伝子組換え食品関係」でございます。

20 ページは、G M なたねについて御意見がございました。

これに対する当委員会のコメントといたしましては、「食品安全委員会」では遺伝子組換え食品の安全性の評価を、これまでに食べられた従来品種との比較により行っているということで御紹介をさせていただいております。

21 ページから「12．食品衛生管理関係」でございます。

23 ページ「13．食品表示関係」でございます。

26 ページにまいりまして、「14．その他」でございます。

妊娠授乳中の飲酒について。妊娠授乳中の飲酒が時期や量にかかわらず胎児に影響を与えることをもっと広く知らせる必要があるという御意見でございます。

当委員会からのコメントでございますが、食品安全委員会では、この問題につきまして、ファクトシートを作成し公表しておりまして、アルコールによる胎児の障害は妊娠中であればいつでも起きる可能性があり、妊娠中に飲酒しても安全なアルコールの量は明らかにされておらず、妊娠中の飲酒はその量や時期にかかわらず、胎児に悪影響を与えるおそれがあるなどについて、情報提供を行なっておりまして、引き続き国内外から新たな科学的知見の情報収集を行なうとともに、国民の皆様への情報提供に努めてまいりたいとのコメントでございます。

また 29 ページでは、食育などについての御意見もちょうだいしておりまして、これらにつきましても関係行政機関に回付しております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。御苦勞様でございます。

どなたか御意見、あるいは質問などございますですか。どうぞ。

○小泉委員 全体を見ていますと、質問は非常に平仮名が多くて、回答に漢字が多いのです。いろいろ回答されていることはすごく難しく、聞いている方が本当にこの回答で理解されているのかと。これは中村委員の御意見かもしれないんですけども。

それともう一点は、例えば、3 ページに委員会活動で、モニター会議をできれば年に 2 回やってほしいと。それに対しての回答がすごく優秀で、国会議員に対する回答みたいで、私は何か東京の質問を神奈川で答えているような感じがするんです。

例えば、年 2 回はちょっとこういう事情でできないのですということをしっかり言ってあげるのが回答。この人はこれで納得されるのかどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○吉岡勸告広報課長 まず漢字が多いという点については、確かにリスク評価の内容等を御紹介する部分につきましては、なかなか難しいなと実感しておるところはございますが、いずれにせよ国民の皆様への情報提供の在り方も含め、その書きぶりについて勉強させていただきたいと思います。

特にモニターの今後のものについて、今後検討するというようなお答えになっておりますが、確かに年 2 回というのは予算上の問題等、なかなか検討すべき課題と言いますか、難しいような面もあるなというところはございますが、また土日開催でございますとか、いろいろ身近に感じられての御要望。以前にはもう少し早く前倒しでやっていただけないかというような御要望等もいただいておりますので、そういった点についてはモニターの皆様の実際にお声も聞きながら、どんな御要望を取り入れられるか検討していきたいと思

っております。

○小泉委員 年2回というのは今までにも何回かございましたね。だから、現実的にはこういう回答についてはあまり了解されていないわけです。ですから、検討しますということとは将来的にやれるのかどうかということになるかなと思うんです。

だけれども、今、事務局のあのスタッフで、例えば、土日で行くというのは現実的にはここ数年間は無理ではないかと。予算的にいろんな条件から、現状では無理だろうけれどもというようなことで、今後できる方向に努力するとか、相手が納得するような回答の方がいいのではないかなという気がします。なかなかこれだけで、ああそうですかという了解には至らないように思います。

○寺田委員長 どうぞ。

○本間委員 私は、札幌でモニター会議をやったときに、その出席者からこの意見が出ました。そして、この限られた期間といえども、十何人が集まって非常に貴重な機会だったと。だから、もう一回あるとというのが出ました。

あと実際にはその始まる前に1時間とか、あるいは終わってから任意で1時間くらい残れる人は残って続けて話をしたいと。そんなようなことが希望として出ておりまして、この辺は完璧主義を取らなければ多少はかなう部分になるかなという気はいたしました。やはりモニター間でいろいろ意見を交わしたいということでした。

○寺田委員長 いろいろな場合があって、私もそう思います。本当にお金があったらなと思いますね。特に済んでから一緒に個人的な話をする場が本当はあった方がいいんだろうなと思います。せっかく一生懸命やってくださっているんだから。

お金の問題で、ここから行くときは原則として泊まったらいけないでしょう。そうすると朝行って昼ごろ着いてやって、最終に乗るとか、遠いところだったらそんな話になるんですね。そういうところも事務局で、予算のことなので是非御努力のほどをお願いします。

それは無理ですけれども、モニターの方に全体として申し訳ないなと。遠いところから来て一生懸命意見を出されます。いろんな方がいらっしゃいますけれども、本当に貴重な御意見があるので、もう少し話ができたらいいなという感じがしないこともないのです。

○齊藤事務局長 いろいろ問題提起をいただいて、小泉先生のおっしゃるようになかなかできないことも多いんですけれども、その中で何ができるかというのを考えたいと思います。

土日開催は必ずしもすべての皆様の意見でもないということも片方にはあるし、今おっしゃられた1日の中で若干工夫するとか、多少こちら側の体制の問題である程度解決の付

くところであれば、いわゆる懇談ができるようなことも検討は可能かと思しますので、具体的な御示唆もいただきましたので、また勧告広報課でも考えてみたいと思います。

○寺田委員長 是非よろしく。こういう部分も何回も言って恐縮なんですけれども、委員会のたち上がりのときにはシステムをつくるとか、いろいろ考えてやりますけれども、平衡状態に走りますと、今までここをやったからこうだということは全然考えずに同じことをやっていくので、それは組織として一番まずいので、私どもも含めて、常にいい方向に持っていくようにできるだけやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかにありますか。

○國枝評価課長 それでは、ちょっと追加なんですけれども、先週の「食品安全委員会」におきまして、L-アルギニンについて御審議をいただきました。質疑の際に中村委員より、一般論として遺伝子組換え添加物の表示につきまして御質問がございましたが、その議論につきまして、厚生労働省よりコメントを寄せられておりますので、御紹介いたします。

組換えDNA技術応用添加物については、食品衛生法第19条及び食品衛生法施行規則第21条に基づく遺伝子組換えとしての表示は必要ありません。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。よろしゅうございますか。

○本間委員 その条文を知りませんので、理由を文書でいただければ。

○國枝評価課長 これは実は遺伝子組換えの添加物についての条文はございませんでして、先ほどたまたまでございますけれども、資料4の18ページを御覧いただきたいと思います。

ここに実際に遺伝子組換えの表示のことについての説明が書いてございますが、ここに書いているような、私どもが逐次審査の御報告をさせていただいているような遺伝子組換えの、例えば大豆だとかトウモロコシとか、こういったものの作物である食品、あるいはこれを原材料とする加工食品というのが表示の対象ということです。

あと実際には、その加工食品の中で技術的な理由などから表示義務の対象から外れているようなものとかございますが、こういったものは必要ですというのが先ほど言いました食品衛生法の第19条及び食品衛生法施行規則第21条に書いてございまして、その中には添加物については組換えという意味での表示というのは特段規定はございませんので、逆に言うと勿論自分で付けたいと言うなら付けることは可能ですけれども、義務として含まれていないということでございます。

○寺田委員長 ほかにございませんか。

○ 小木津総務課長 特にございません。

○ 寺田委員長 それでは、どうもありがとうございました。本日の委員会の議事はすべて終わりました。117 回の会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、来週の木曜日が文化の日で祝日ということでございますので、前日の 11 月 2 日水曜日 14 時から開催いたします。

なお、10 月 31 日曜日 9 時 30 分から「プリオン専門調査会」を公開で、11 月 2 日水曜日 10 時から「新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループ」を公開で開催することを予定していますので、お知らせいたします。これはジアシルグリセロールのことを検討する合同ワーキンググループであります。

どうもありがとうございました。